

蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資金調達が必要な中小企業者等を支援するため、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付き融資である愛知県融資制度の経済環境適応資金サポート資金の融資を受けた者の当該融資に係る利子に対し、予算の範囲内において蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）及び蒲郡市信用保証料等補助金の交付手続の特例に関する規則（平成8年蒲郡市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象利子)

第2条 補助の対象となる利子は、愛知県中小企業融資制度要綱経済環境適応資金制度要領（令和6年4月1日施行。以下「県要領」という。）第2第1号に規定するサポート資金（以下「サポート資金」という。）のうちセーフティネット保証5号について、協会の保証付き融資を受けた者が負担する利子とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、事業活動に必要な資金の調達を理由に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の規定に基づき市長の認定を受けた特定中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者（市内に居住し、及び市内に事業所を有する者をいう。）
- (2) 法人事業者（市内に本社（本店）を有し、及び市内に事業所を有する者をいう。）
- (3) 組合（市内に主たる事務所を有し、及び市内で事業活動をしている者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、市税等の滞納者については補助の対象外とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、第1回利子の支払日から第12回利子の確定日までとする。ただし、第12回利子の確定日より前に返済期間が終了する融資（全額を繰上償還した融資を含む。）に係る利

子については、返済期間が終了する日までを補助対象期間とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該融資に係る利子（融資を受けた日から起算して12回分を限度とする。）の支払額の5分の4に相当する額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は、補助の対象外とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、補助対象期間の最終日の翌日から、その属する月の翌々月の末日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 融資内容の分かる書類（信用保証書の写し等）
- (3) 金融機関が発行した書類で、返済計画の分かるものの写し
- (4) 金融機関が発行した書類で、返済実績の分かるものの写し
- (5) 市税等において滞納がないことの証明書又は代理権授与通知書（第2号様式）
- (6) 借入申込書の写し（借入申込みの年月日が確認できるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付規則第5条の規定に基づき、交付決定を行い、蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付請求書（第4号様式）により補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に補助金が交

付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、サポート資金のうちセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号若しくは経営あんしん又はつなぎ資金の融資を受けた中小企業者等（第3条に該当する者に限る。）についても、補助金の交付を受けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、サポート資金のうち大規模危機対応の融資を受けた中小企業者等（第3条に該当する者に限る。）についても、補助金の交付を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行し、改正後の規定は、令和2年3月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、令和 6 年 6 月 30 日までにサポート資金のうちセーフティネット保証 4 号の融資を受けた中小企業者等（第 3 条に該当する者に限る。）については、なお従前の例による。

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は
所在地.....氏名又は
法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付申請書

下記のとおり、蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金の交付を申請します。

1	事業所所在地	☐ 上記住所地と同じ ☐ 上記住所地以外 (蒲郡市)
2	借入申込日	年 月 日
3	開業・設立日	年 月 日
4	融資の種類	愛知県経済環境適応資金融資制度 ☐ サポート資金（セーフティネット保証4号） ☐ サポート資金（セーフティネット保証5号）
5	融資実行日	年 月 日
6	返済期間	年 月 ～ 年 月 （ 回分）
7	対象利子額	円
8	補助金交付申請額	円

（注）4 該当する融資を1つ選択すること。ただし、サポート資金（セーフティネット保証4号）については、令和6年6月30日までに申込みをした融資に限る。

6 返済遅延により加算された延滞利子は補助対象外であること。

7 補助対象期間における支払済利子額（上限12回分）を記入すること。

8 交付申請額は対象利子額の80%となること。（1円未満切り捨て）

代理権授与通知書

<蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助用>

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は

所在地

氏名又は

法人名・代表者名

生年月日又は

設立年月日

年

月

日

電話番号

私は次の者を代理人と定め、下記の委任事項に関する権限を授与しましたので通知します。

代理人	所 属 職 名	
	氏 名	
	生年月日	
委 任 事 項	・ 納税状況調査（共有名義含む）	

※ この通知書はかならず授与者本人が記載してください。

第 3 号様式（第 7 条関係）

蒲 第 号

蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付決定通知書

申請者 住所又は
所在地

氏名又は
法人名・代表者名

年 月 日付けで申請のありました蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金について、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

交付決定額 金 円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は
所在地.....

氏名又は
法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金交付請求書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた蒲郡市中小企業経済対策利子補給補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

金 円

振 込 先 口 座 名			
フリガナ 口座名義人			
金融機関名	銀行 農協	信用金庫 信用組合	店 所
口座番号	当座・普通 ()		